

消費生活センターについて

報告事項

【消費者生活相談】消費者安全法に基づき、消費者安全の確保に関して、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じるとともに、苦情の処理のためのあっせんを行う。

【相談の傾向】相談件数は毎年増加しており、2023(令和5)年度は、多重債務等の融資サービス、過払い金相談や副業等を含む各種サービス等の相談が多い。

今年度は新たにSNS型詐欺の相談(2023：22件、2024.8月末：24件)が増加している。

2023(令和5)年度 相談件数2,215件の主な内容

相談項目	主な相談内容	件数
融資サービス	多重債務、親族の借金	250
商品一般	身に覚えのない請求 (SMS、クレジットカード)	165
化粧品	定期購入の解約	139
役務その他 (各種サービス)	保険申請代行、副業サイト	135
レンタル・リース ・賃借	アパート退去時の高額請求	98
その他	原子力損害賠償、食品、娯楽等	1,428

過去3年間の相談件数・救済金額の実績

	2021	2022	2023	計
相談件数(件)	2,002	2,186	2,215	6,403
うち、あっせん件数	167	232	263	662
救済金額(千円)	36,814	40,621	107,802	185,237

※2023年度は、高額不動産の案件あり。

消費生活センターの相談体制

- ・消費者安全法第10条の3で定められた国家資格を持つ4名の相談員が対応
あらゆる消費者からのトラブル相談に対応している

郡山市消費生活センターを御案内ください ☎ 024-921-0333

